

四日市市告示第132号

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業、補助金の額等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体が主催、若しくは後援する見本市等、又は出展者見込み100者以上の広く一般に公開される見本市等であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象事業、補助金の額等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体が主催、若しくは後援する見本市等、又は出展者見込み100者以上の広く一般に公開される見本市等であること。<u>ただし、リーディング産業展みえを除く。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)